

質問に対する回答

【多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業】

No.	募集要項等の 該当箇所	質問内容	回答
1	募集要項 3 契約目途額 (上限額)	<p><質問要旨> 都の「区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業」に採択されなかった場合の事業継続条件について確認したい。</p> <p><質問内容> 当該補助事業に採択されなかった場合は、当初の契約目途額のまま事業を継続するのではなく、契約目途額の変更や事業継続の可否について、市と協議するという認識でよいか。</p>	ご認識のとおりとなりますが、採択されなかった場合の理由等を判断し、協議を行うこととなります。
2	募集要項 6(1)キ リース 料金及び発電設備 導入前後の電気料 金(参考見積)	リース会社と共同申請する場合、リース契約書はリース会社の契約書を使用してよいですか？	使用できないことはありませんが、内容等の確認・調整が必要となります。
3	募集要項 6(1)キ リース 料金及び発電設備 導入前後の電気料 金(参考見積) 標準要求書 2(3)リース料金	太陽光発電設備の耐用年数は17年間であり、リース期間は10年間と記載がありますが、こちらは所有権移転外リースでの契約との認識でよろしいでしょうか。	所有権移転リースとなります。募集要項6(1)キに記載のあるとおり、「リース期間終了後は、市へ設備の無償譲渡を行う」としています。
4	募集要項 6(1)キ リース 料金及び発電設備 導入前後の電気料 金(参考見積)	リース期間終了後は市へ無償譲渡を行うとありますが、こちらの譲渡手続きは市が行うという認識でよろしいでしょうか。	譲渡手続きにつきましては提案内容に明記されておりませんが、必要がある場合には、本提案に含めてご提示ください。
5	募集要項 6(1)キ リース 料金及び発電設備 導入前後の電気料 金(参考見積)	<p><質問要旨> 電気料金削減額算定に必要な電力料金情報の提供について確認したい。</p> <p><質問内容> 「電気料金の削減額を提案」とあるが、削減額を算出するため、各施設の電力料</p>	各施設の契約種別等は別添のとおりです(標準要求書別紙1と同じ時期のデータを提供します。)

		金情報（契約種別、基本料金単価、従量料金単価等）を開示いただくことは可能か。	
6	募集要項 6（1）キ リース料金及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）	<p><質問要旨> リース期間終了後の固定資産税の取扱いについて確認したい。</p> <p><質問内容> リース期間終了後に設備を市へ無償譲渡する前提の場合、リース期間中はリース会社が固定資産税を納付しないという認識でよいか。</p>	ご認識のとおりです。
7	募集要項 6（2）エ リース期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、遠隔監視の有無等）、実施体制	遠隔監視を行うにあたり、施設にある既設のインターネット設備を使用することは可能でしょうか。	施設にある既設のインターネット設備を使用することはできません。
8	募集要項 7（1）事業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。	<p><質問要旨> 企画提案書における事業者特定情報の記載制限の対象範囲について確認したい。</p> <p><質問内容> 企画提案書には事業者が特定できる要素の記載は禁止とされていますが、様式4-3および、実績を証明するために添付する契約書等の写しについても、事業者が特定できる要素の記載は禁止となるか。</p>	様式4-3及び実績を証明するために添付する契約書等の写しについては、事務局が審査を行うための資料となるため、企業名・ロゴ等の記載があっても問題ありませんが、他の資料とは独立させて作成をお願いします。
9	募集要項 11 契約の締結等	受託候補者は <u>平行して</u> 都の区市町村公共施設への再生可能エネルギー導入促進事業に基づく交付申請を行うと記載がありますが、『区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業』への申請は令和8年3月31日までに済まなければならないでしょうか？	左記事業への申請は、本市との契約後、速やかに行っていただくことを想定しています。従いまして、申請は令和8年3月31日までに済ませる必要があります。
10	募集要項 11 契約の締結等	受託候補者は平行して都の区市町村公共施設への再生可能エネルギー導入促進事業に基づく交付申請を行うと記載がありますが、当該発電設備の所有権は	ご認識のとおり、当該発電設備の所有権は受託候補者側にあります。また、交付申請業務につきまし

		<p>受託候補者側にあるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、交付申請業務は事業者として決定後に行う認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ても、事業者として決定後に行っていただく予定です。</p>
11	<p>募集要項</p> <p>11 契約の締結等</p>	<p>本事業のリース契約の契約書については受託者の書式での契約でよろしいでしょうか。</p>	<p>回答は No. 2 に掲載しています。</p>
12	<p>標準要求書</p> <p>4 (1) 太陽光発電設備</p>	<p>太陽光発電設備及び付属設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針に基づく記載がありますが、太陽光架台の固定においてアンカーボルト等による物理的な固着を伴わない自重による安定は、この固定に含まれるのでしょうか。</p>	<p>今回の施設は陸屋根構造であり、防水層を損傷させない工法での施工も想定されます。従いまして、アンカーボルト等を用いず、バラスト（自重）による設置方式も可能と考えています。</p>
13	<p>標準要求書</p> <p>7 責任分担の基本事項</p>	<p><質問要旨></p> <p>損害保険（火災保険）の具体的な保険種別について確認したい。</p> <p><質問内容></p> <p>損害保険への加入が求められているが、一般的な動産総合保険（物件購入金額を基に経過期間に応じて保険金額が逡減する保険）での加入でも問題ないか。</p>	<p>ご認識のとおり問題ありません。</p>
14	<p>標準要求書</p> <p>7 責任分担の基本事項</p>	<p><質問要旨></p> <p>賠償責任保険の対象範囲について確認したい。</p> <p><質問内容></p> <p>賠償責任保険の対象は建物全体ではなく、本事業で設置する設備のみという認識でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
15	<p>市民活動・交流センター図面</p>	<p>市民活動・交流センターの受変電設備の図面において負荷に消火ポンプの記載がありますが、こちらのキュービクルは消防庁告示第7号に適合したものでしょうか。その場合、改造した際は認定失効となりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>本キュービクルは消防庁告示第7号に適合しているものであり、改造した場合は認定失効となるため、改造を伴わない（認定失効しない工法）方法での施工を想定しています。</p>
16	<p>様式4-3</p> <p>過去の類似業務実</p>	<p>注3 実績を証明するものとして、契約書等の写しを添付すること（契約が証明</p>	<p>システムデータの具体的な内容が不明なため、一概</p>

	績	できる部分のみの写しでよい) とありますが、システムデータをエビデ ンスとすることはできませんか？	にお答することは困難で すが、契約者双方が確認・ 処理したことが客観的に 示される資料であれば、 実績として取り扱うこと は可能と考えます。
--	---	---	---

別添

	市民活動・交流センター	和田・東寺方コミュニティセンター	
契約種別	高圧電力	低圧電灯	低圧動力
契約電力	36kW	45kVA	11kW
基本料金	52,020.00 円/月	13,152.60 円/月	11,658.90 円/月
電力料金	19.77 円/kWh (他季) 19.77 円/kWh (夏季)	29.92 円/kWh (~120kWh) 36.45 円/kWh (121~300kWh) 40.50 円/kWh (301kWh~)	25.62 円/kWh (他季) 27.16 円/kWh (夏季)